

令和6年度 第一回檀原市環境審議会

檀原市地球温暖化対策推進実行計画 骨子案について

令和6年8月

檀原市 環境部

地球温暖化対策推進実行計画とは

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条に規定する「地方公共団体 実行計画」にあたるもの。
- ・計画は同法に 2 つに分けて定められている。

○事務事業編

- ・地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画。
- ・計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する 措置の内容等を定めるもの。
- ・全地方公共団体に策定義務あり。

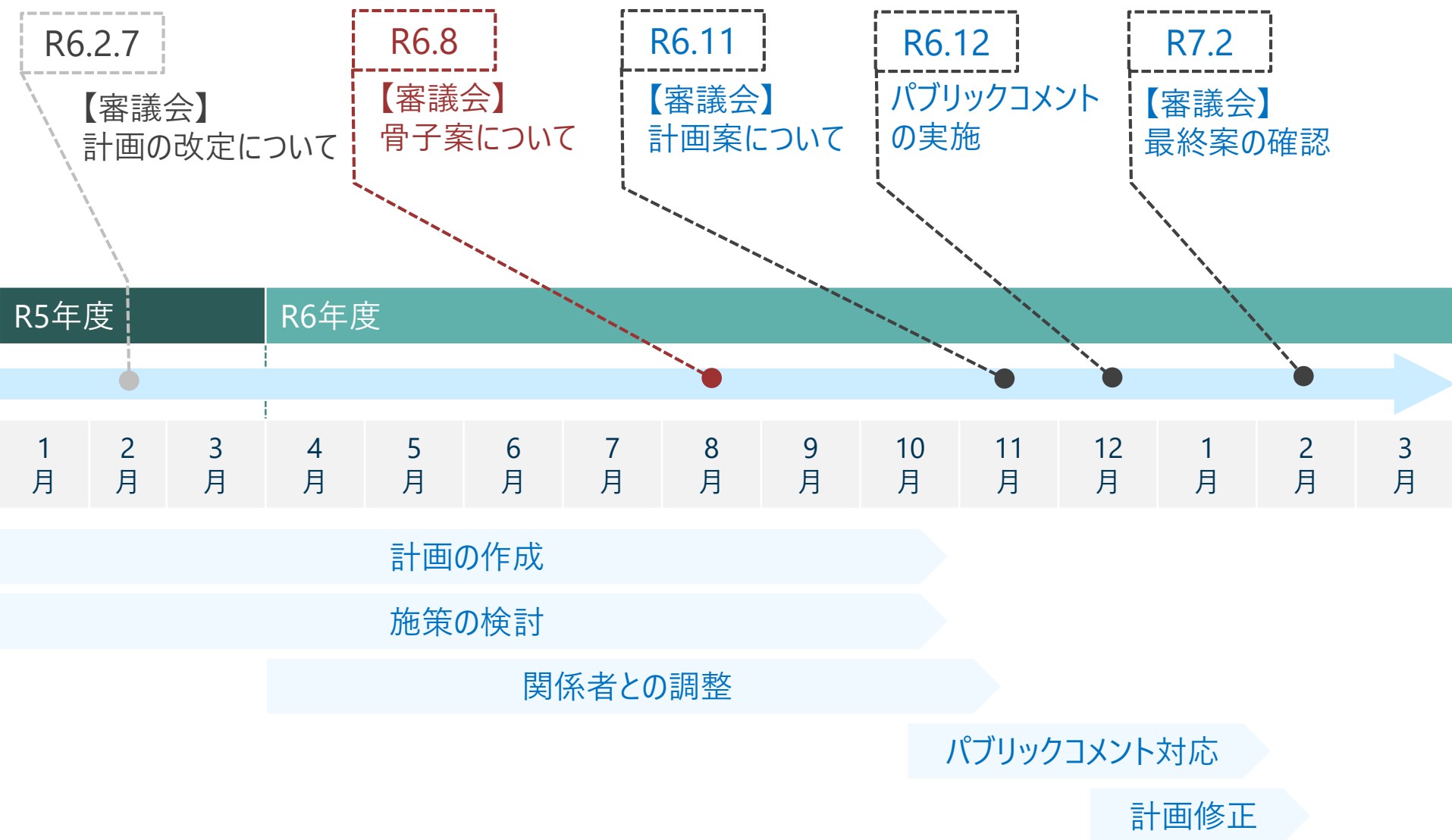
⇒ **市役所の業務に伴って発生する**
温室効果ガスのみを対象とした計画

○区域施策編

- ・その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画。
- ・計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項について定めるもの。
- ・中核市以上に策定義務あり。それ以外は努力義務。

⇒ **橿原市全域で発生する**
温室効果ガスを対象とした計画

作成スケジュール



計画案（事務事業編）

1. 計画の策定にあたって

（1）計画策定の背景

- ①国際的動向
- ②日本の取組
- ③奈良県の動向

2. これまでの取組状況

- （1）第3次計画の総括
- （2）算出方法の見直しと再計算

3. 基本的事項

- （1）計画の位置づけ
- （2）計画期間について
- （3）事務・事業の対象範囲
- （4）温室効果ガスの対象範囲

4. 市役所全体での温室効果ガス削減目標

- （1）温室効果ガス排出状況等および目標値
- （2）分野別削減目標と基準年度
平成25年度（2013年度）の排出状況

5. 温室効果ガス排出量削減のための取組

（1）事務系（非事業系）において 取り組む内容

- ①電気の使用量の削減
- ②燃料の使用量の削減（公用車除く）
- ③公用車の燃料使用量の削減および
効率的利用の推進
- ④廃棄物の発生抑制・資源化の促進
- ⑤情報共有・意識啓発

（2）事業系において取り組む内容

- ①一般廃棄物処量の削減
- ②施設運営の効率化

6. 計画の推進と進管理

- （1）推進点検の体制
- （2）計画の推進と点検・評価・公表の流れ

計画案（事務事業編）

● 1. 計画の策定にあたって （1）計画策定の背景

①国際的動向

パリ協定やIPCC「1.5°C特別報告書」による国際的な機運の高まりについて記載。

②日本の取組

2050年（令和32年）カーボンニュートラル宣言から、温対法の改正、温室効果ガス2013年（平成25年）度比46%削減を掲げた地球温暖化対策計画の閣議決定などの国内動向について記載。

③奈良県の動向

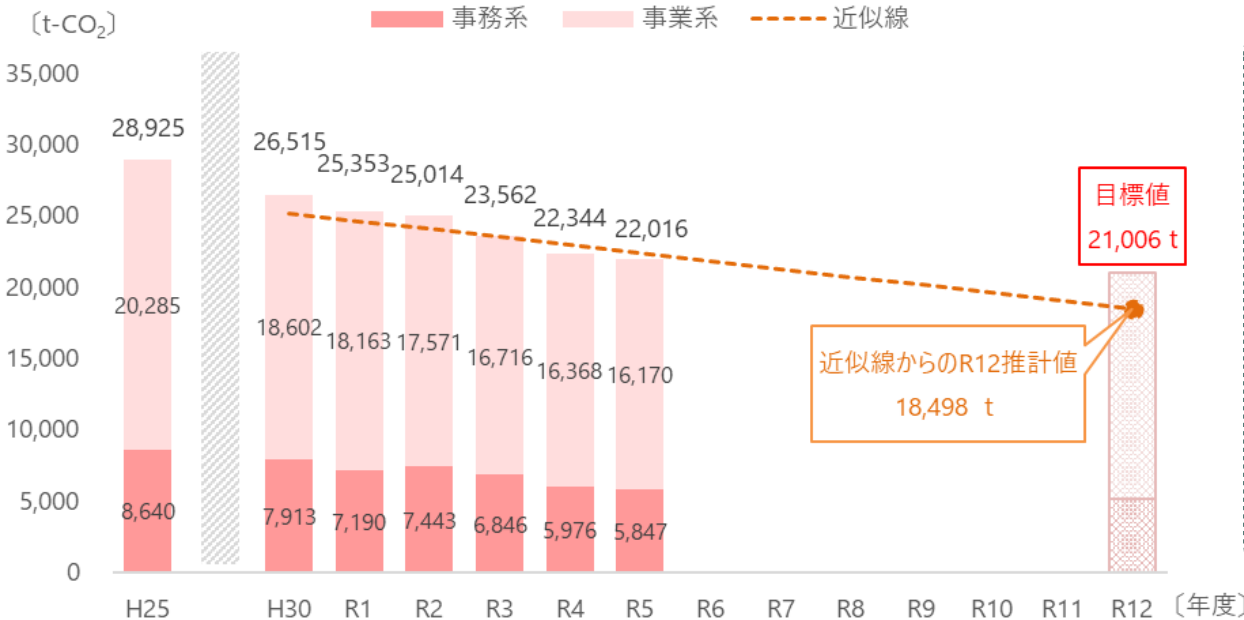
奈良県庁ストップ温暖化実行計画により、これまで第1次から現行である第5次計画まで取組をしてきたこと。現行計画では35%以上の削減目標を掲げ、取り組みを進めていることなどを記載。

計画案（事務事業編）

● 2. これまでの取組状況 (1) 第3次計画の総括

第3次橿原市地球温暖化対策推進実行計画（※事務事業編として位置付けられるもの）

計画期間：2018年（平成30年）度から2030年（令和12年）度の13年間
削減目標：2030年（令和12年）度における2013年（平成25年）度比27.4 %減



- ・自動車の燃費向上や、事務の効率化による走行距離の減少
- ・廃棄物発電と炉の運転計画の工夫による使用電力量の低下
- ・ごみ処理量の減少

などにより排出量は減少し、2030年（令和12年）には目標を達成できる見込み。

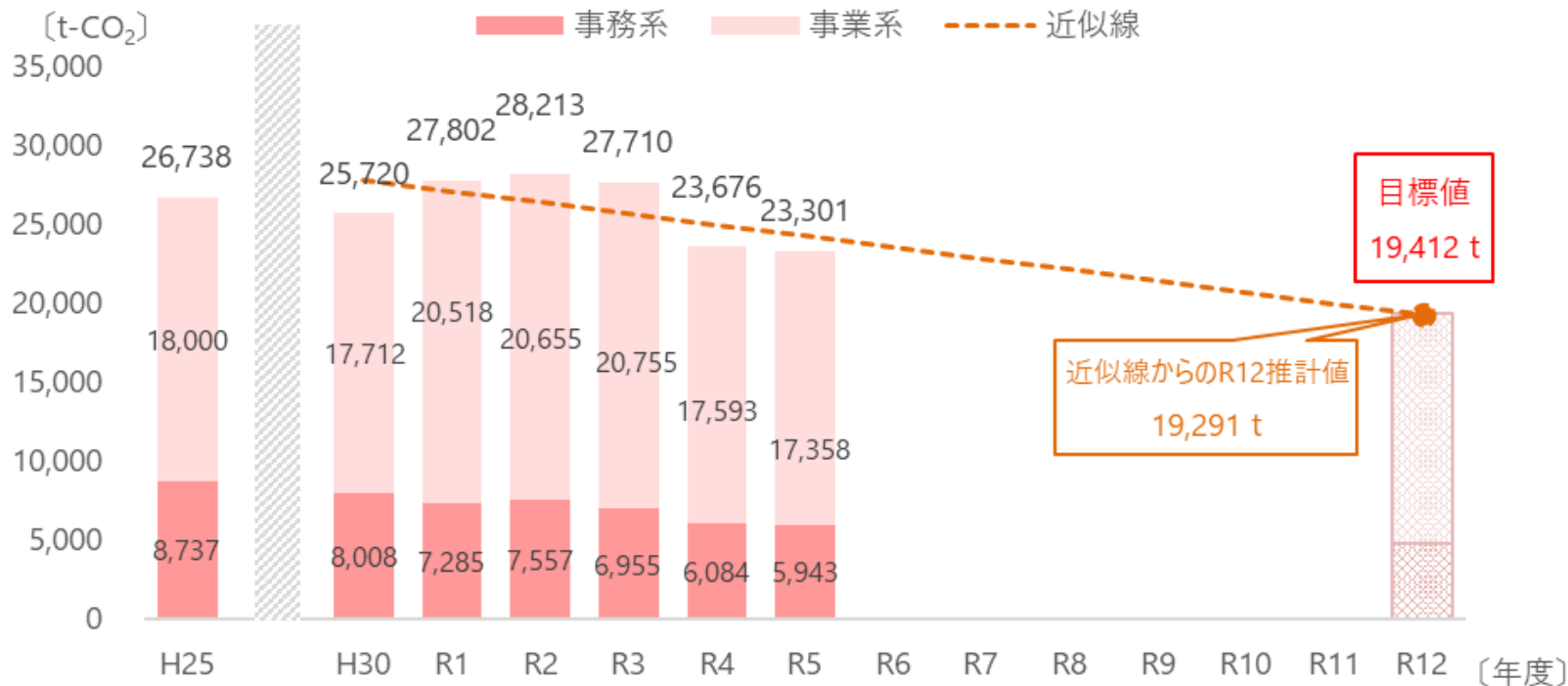
計画案（事務事業編）

● 2. これまでの取組状況 (2) 算出方法の見直しと再計算

- ・排出係数等の更新
- ・一般廃棄物処理からの排出量計算方法の変更



- ・廃プラスチック類の影響を受けてトレンドが変化
- ・3次計画の目標は達成見込みであるものの、**達成度合いは後退（R5実績）**
(見直し前：23.9% ⇒ **見直し後：13.0%**)



計画案（事務事業編）

● 3. 基本的事項

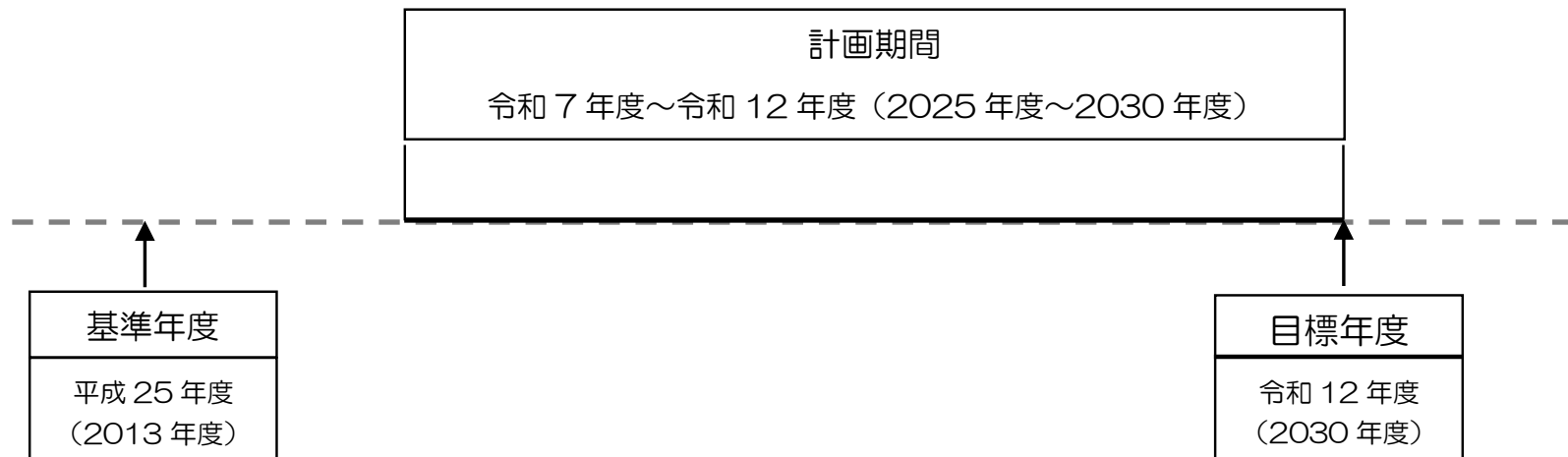
（１）計画の位置づけ

- ・地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定。
- ・また、橿原市環境総合計画において下位計画として位置付けている。

（２）計画期間について

政府の「地球温暖化対策計画」に即して、

- ・基準年度は、2013年（平成25年）度
- ・計画期間は2025年（令和7年）度～2030年（令和12年）度の6年間に設定。

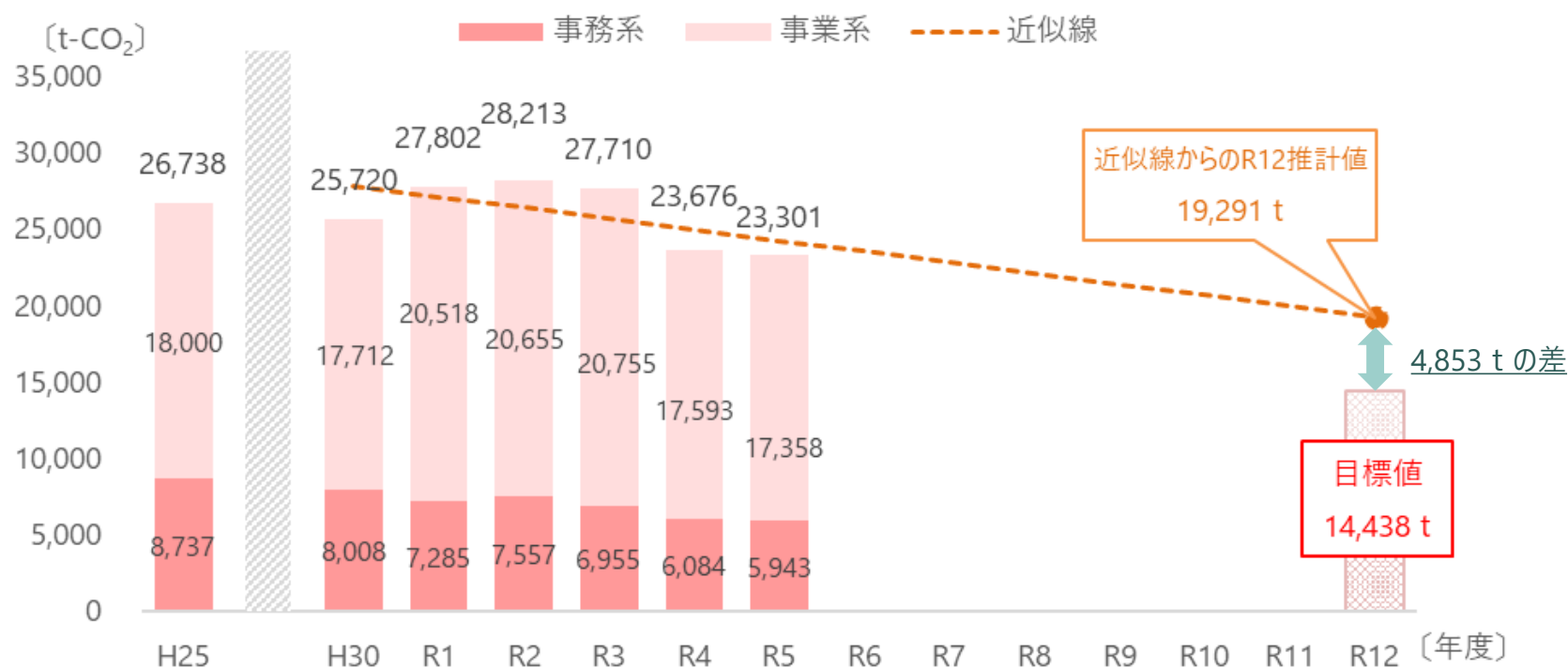


計画案（事務事業編）

● 4. 市役所全体での温室効果ガス削減目標 （1）温室効果ガス排出状況等および目標値

2013年（平成25年）度値を基準に、2030年（令和12年）度において**46%以上の削減**を目標として設定。

- ・2013年（平成25年）度排出量 26,738 t -CO₂
- ・2030年（令和12年）度目標排出量 14,438 t -CO₂



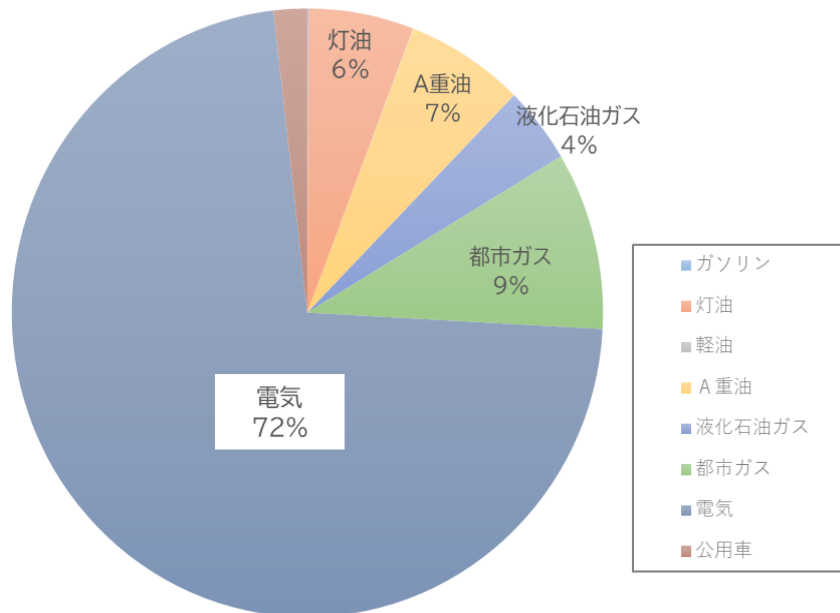
計画案（事務事業編）

● 4. 市役所全体での温室効果ガス削減目標 （2）分野別削減目標と基準年度の排出状況

事務系（非事業系）

全体目標に準じ、**46%以上の削減**を目標として設定。

- ・2013年（平成25年）度排出量 8,737 t -CO₂
- ・2030年（令和12年）度目標排出量 **4,718 t -CO₂**



電気使用に伴う排出が72%を占め、排出量削減のためには、電気使用量を削減することが最も効果的。

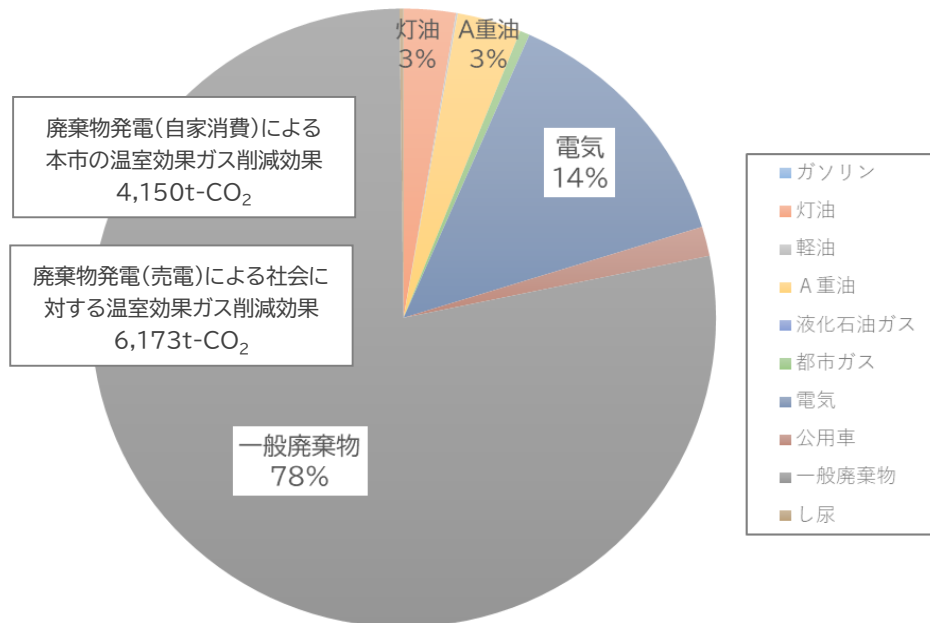
計画案（事務事業編）

4. 市役所全体での温室効果ガス削減目標 （2）分野別削減目標と基準年度の排出状況

事業系

同様に全体目標に準じ、**46%以上の削減**を目標として設定。

- ・2013年（平成25年）度排出量 18,000 t -CO₂
- ・2030年（令和12年）度目標排出量 **9,720 t -CO₂**



一般廃棄物の燃焼（廃プラスチックの焼却を含む）に伴うものが事業系全体の78%を占め、排出量削減のためには、一般廃棄物処理量を削減することが最も効果的。

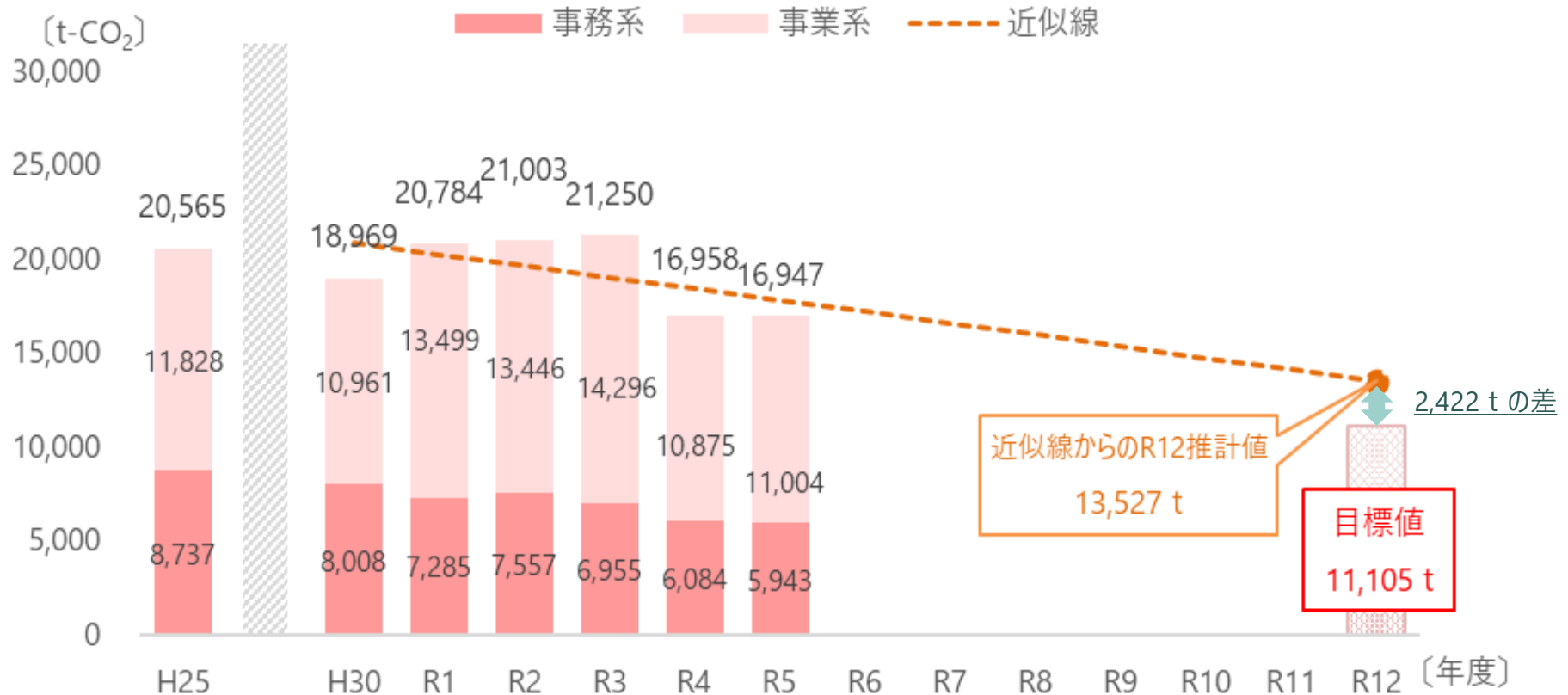
クリーンセンターかしはらでは廃棄物発電を行っており、自家消費および売電を行っている。

計画案（事務事業編）

（参考）クリーンセンターでの売電を反映した場合

売電による寄与分を事業系から差し引き再計算。

- ・2013年（平成25年）度排出量 20,565 t -CO₂
- ・2030年（令和12年）度目標排出量 11,105 t -CO₂



計画案（事務事業編）

● 5. 温室効果ガス排出量削減のための取組 （1）事務系（非事業系）において取り組む内容

① 電気の使用量の削減

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1) 照明の省エネ推進 | 4) 省エネ・省CO2型設備導入の推進 |
| 2) 冷暖房の省エネ推進 | 5) 新エネルギー、未利用エネルギーの有効利用 |
| 3) その他節電のための行動取組 | 6) 電力調達における環境配慮 |

② 燃料の使用量の削減（公用車除く）

- 1) ガス、その他燃料の使用量の削減

③ 公用車の燃料使用量の削減および効率的利用の推進

- 1) 公用車の効率利用・適切管理
- 2) 低燃費・低公害車・燃費のよい軽自動車の導入
- 3) 自転車利用・公共交通機関の推進

計画案（事務事業編）

● 5. 温室効果ガス排出量削減のための取組 （1）事務系（非事業系）において取り組む内容

④ 廃棄物の発生抑制・資源化の促進

- 1) グリーン購入の推進
- 2) 減量・リサイクルの推進

⑤ 情報共有・意識啓発

- 1) エネルギー使用量等の調査および情報の提供・共有
- 2) 職員の研修

（2）事業系において取り組む内容

① 一般廃棄物処量の削減

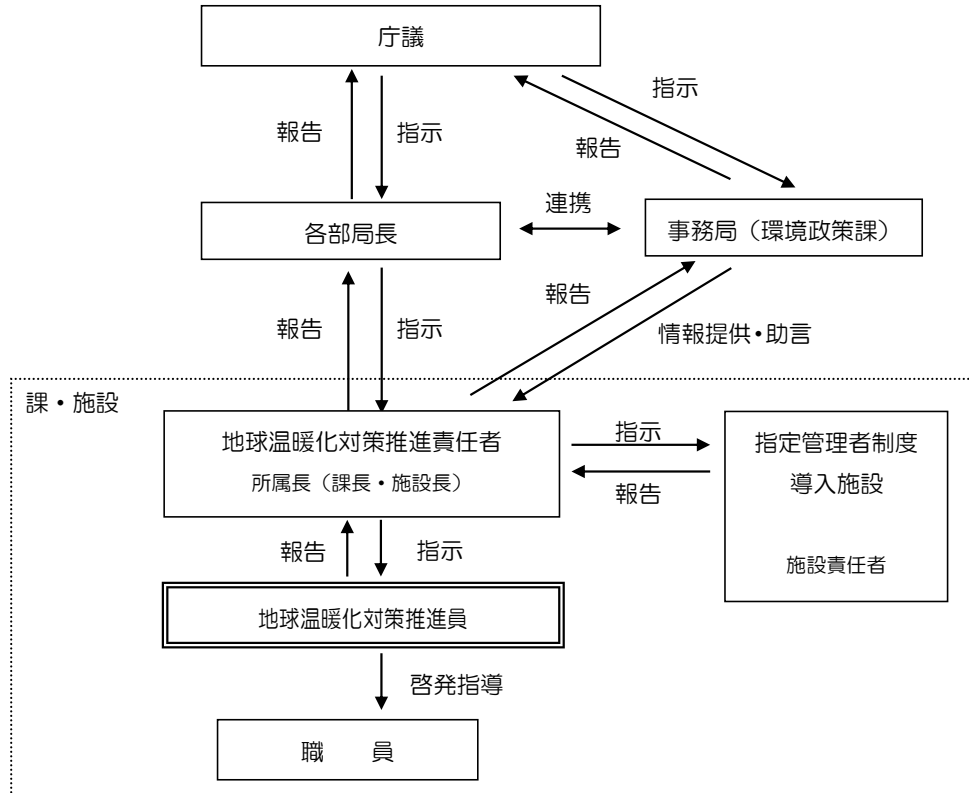
- 一般廃棄物処理量の削減
- プラスチックごみ対策の推進

② 施設運営の効率化

- 施設の安定運営
- 電気使用量の削減

計画案（事務事業編）

- 6. 計画の推進と進行管理
 - (1) 推進点検の体制
 - (2) 計画の推進と点検・評価・公表



通常の執行体制の中で当然に取り
組まれるべきものとして体制を整理。

毎年、本計画の実行状況を調査し、
計画の進捗状況の把握を行い、点検・
評価を実施。

温室効果ガスの総排出量を公表し、
率先垂範に努める。

計画案（区域施策編）

1. 計画の策定にあたって

（1）計画策定の背景

- ①気候変動の影響
- ②地球温暖化対策をめぐる国際的な動向
- ③地球温暖化対策をめぐる国内の動向
- ④奈良県の動向
- ⑤再生可能エネルギーの動向

2. これまでの取組状況

3. 基本的事項

（1）計画の位置づけ

（2）計画期間

4. 温室効果ガス排出量の推計

5. 計画全体の目標

6. 温室効果ガス排出削減等に関する 対策・施策

（1）区域での対策とそのための施策

- ①省エネルギー対策の推進
- ②再生可能エネルギーの促進
- ③運輸機関の環境負荷低減
- ④減量化・資源化の推進
- ⑤気候変動影響への適応

（2）部門別の対策・施策

7. 区域施策編の実施及び進捗管理

（1）実施

（2）進捗管理・評価

（3）見直し

計画案（区域施策編）

● 1. 計画の策定にあたって （1）計画策定の背景

①気候変動の影響

気候変動問題の概略を記載。

②地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

パリ協定やIPCC「1.5°C特別報告書」による国際的な機運の高まりについて記載。

③地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2050年（令和32年）カーボンニュートラル宣言から、温対法の改正、温室効果ガス2013年（平成25年）度比46%削減を掲げた地球温暖化対策計画の閣議決定などの国内動向について記載。

④奈良県の動向

奈良県庁ストップ温暖化実行計画により、これまで第1次から現行である第5次計画まで取組をしてきたこと。現行計画では35%以上の削減目標を掲げ、取り組みを進めていることなどを記載。

⑤再生可能エネルギーの動向

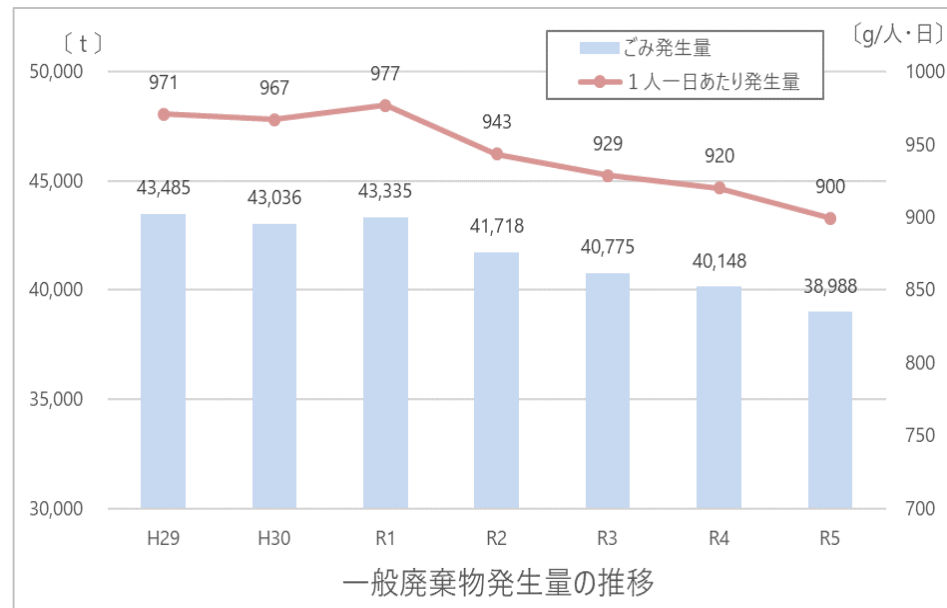
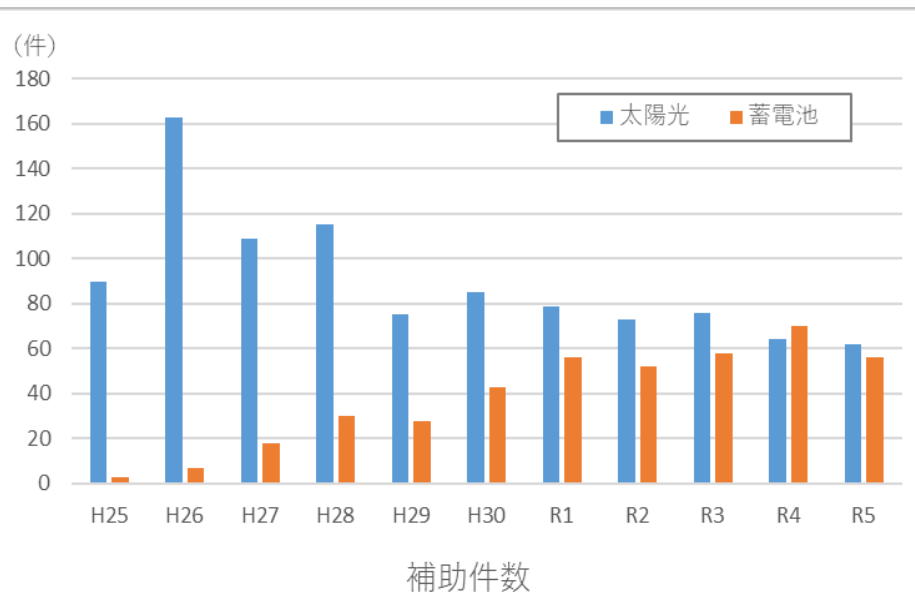
再生可能エネルギーの動向等を調査・考察した結果を記載。

計画案（区域施策編）

● 2. これまでの取組状況

本市におけるこれまでの脱炭素に関する取組を記載。

- ・住宅用の太陽光発電システムやリチウムイオン蓄電池の設置補助
- ・電力調達における環境配慮方針の策定
- ・一般廃棄物の減量化



計画案（区域施策編）

● 3. 基本的事項

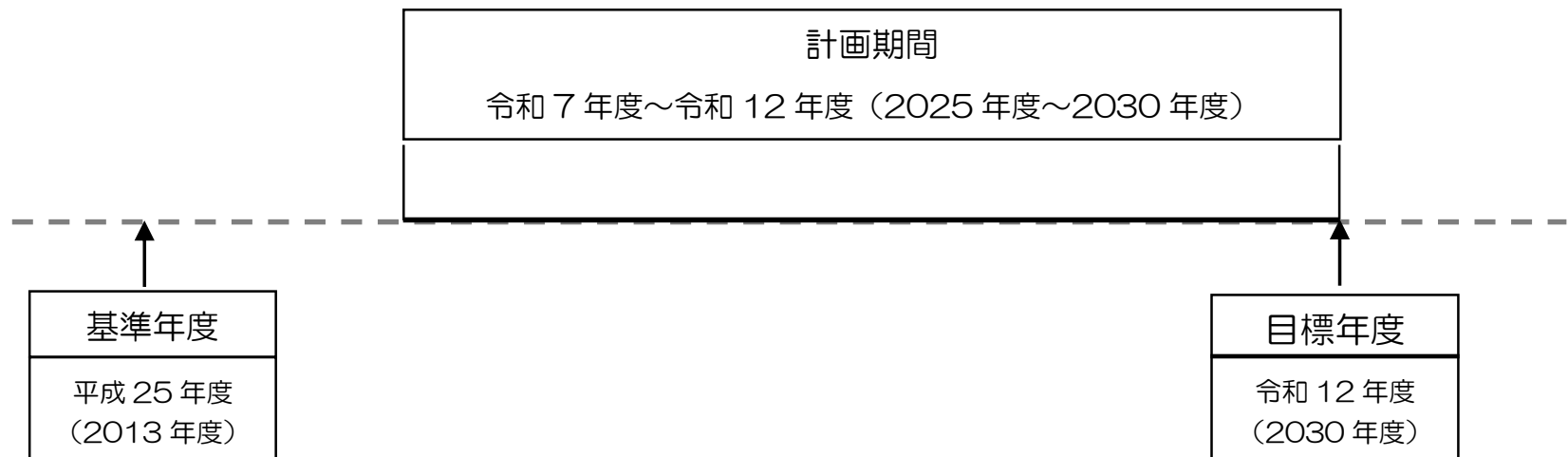
（１）計画の位置づけ

- ・地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定。
- ・また、橿原市環境総合計画において下位計画として位置付けている。

（２）計画期間

政府の「地球温暖化対策計画」に即して、

- ・計画期間は2025年（令和7年）度～2030年（令和12年）度の6年間に設定。
- ・基準年度は、2013年（平成25年）度

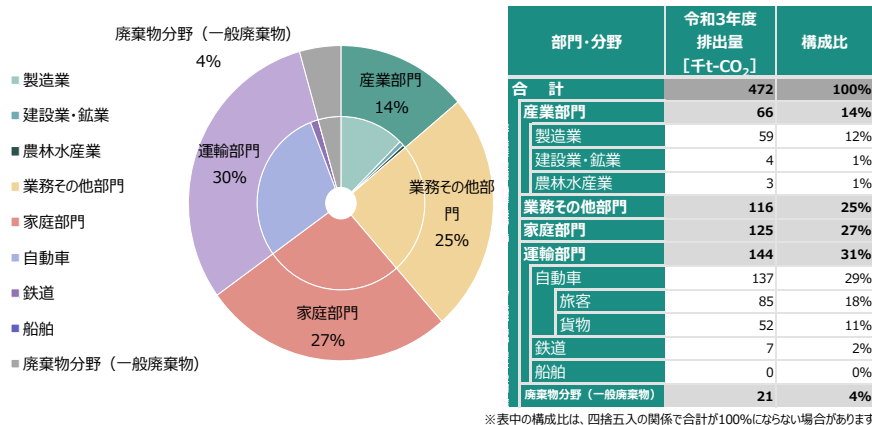


計画案（区域施策編）

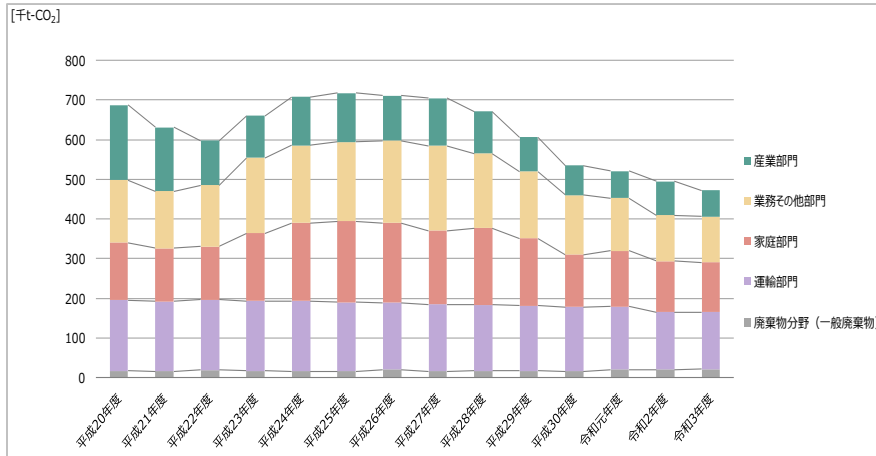
● 4. 温室効果ガス排出量の推計

「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を採用。

3) 部門・分野別CO₂排出量構成比 令和3年度（2021年度）



- ・運輸部門、家庭部門、業務その他部門それぞれで約3割。
- ・ベッドタウンという本市の性質をよく表しており、産業部門は全国平均（44%）に比べて比較的小さい。
- ・産業部門、業務その他部門、家庭部門は、2013年（平成25年）度から30%以上減少しているが、運輸部門は17%に留まっている。



計画案（区域施策編）

● 5. 計画全体の目標

国の地球温暖化対策計画や先進事例を踏まえて下表のとおり設定。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：千t- CO ₂)	2013年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)
合計	717	382	47%
産業部門	123	48	61%
製造業	118	46	61%
建設業・鉱業	4	2	63%
農林水産業	2	0	99%
業務その他部門	200	84	58%
家庭部門	204	95	54%
運輸部門	174	139	20%
自動車	164	131	20%
旅客	108	86	20%
貨物	56	45	20%
鉄道	10	8	20%
船舶	0	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	16	16	0%

計画案（区域施策編）

● 6. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策 （1）区域での対策とそのための施策

①省エネルギー対策の推進

エネルギーマネジメントシステムの普及を促進し、省エネルギー対策を推進するとともに、電力需要をコントロールできる機能の付与に努める。

- 環境配慮型建築物の普及促進
- 省エネルギー行動に向けた啓発
- 市役所業務での率先垂範

②再生可能エネルギーの促進

本市の特性から大規模な再エネの導入は適さないため、可能な範囲の取組として、HEMSの普及を前提とした太陽光設置促進、また地域の事業者等の関係主体等とも連携し、再生可能エネルギーの利活用の促進に取り組むことで、総合的な再生可能エネルギーの普及に貢献することを目指す。

- 再エネ発電設備の促進
- 利活用に関する啓発・情報提供
- 再エネ設備などの適切な維持管理の実施
- 公共施設の率先垂範

計画案（区域施策編）

● 6. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策 （１）区域での対策とそのための施策

③ 運輸機関の環境負荷低減

温室効果ガス排出がより少ない公共交通機関の利用促進や、自転車や次世代自動車などの環境負荷の小さな交通用具への移行など、環境負荷が小さくなるよう各種の運輸機関の最適化を進める。

- 環境負荷の低い交通・運輸の転換促進
- 自家用車使用に伴う環境負荷低減
- 市役所における率先垂範

④ 減量化・資源化の推進

循環型社会の形成のため、ごみの減量と資源化率の向上を目指す。また、温室効果ガス排出量へ影響度の大きいプラスチックごみについて、可能な限りの資源化取組を推進する。

- 4 Rに関する啓発
- プラスチックごみ対策の推進

⑤ 気候変動影響への適応

気候変動による影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。緩和だけでなく、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減を図るため、気候変動への適応に取り組む。

- 自然災害へのリスク軽減
- 健康への影響に関する対策の推進

計画案（区域施策編）

● 6. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策 （2）部門別の対策・施策

上記対策・施策を部門別に整理したものを掲載。

部門	施策
産業部門	●環境配慮型建築物の普及促進 ・事業者ビルについては、ZEB を推奨し、ZEB を実現するための専門家の紹介や検討にあたり利用できる制度を検討。 ●環境配慮型建築物の普及促進 ・取組みの方法・効果や補助金メニュー等を掲載した専用ポータルサイトを作成し、脱炭素型ライフスタイルへの転換や中小企業の脱炭素化に向けて支援。 ・民間金融機関などと連携した脱炭素、SDG s の取組推進。 ・省エネに関するアドバイザーの紹介制度を検討する。 ●再エネ発電設備の促進 ・再エネ導入に係る補助制度などの情報提供。 ●利活用に関する啓発・情報提供 ・再エネ由来の電力調達に関する情報提供。 ●再エネ設備などの適切な維持管理の実施 ・維持管理に関する周知啓発。

計画案（区域施策編）

● 7. 区域施策編の実施及び進捗管理

（１）実施

庁内関係部局や庁外ステークホルダーとの適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討・実施する。

（２）進捗管理・評価

毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施する。また、各主体の対策に関する進捗状況、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施する。

（３）見直し

毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直す。

ご清聴ありがとうございました。